平成２８年（フ）第８号
長崎県島原市南下川尻町9367番地３　新泉荘８
債務者　谷口　正敏
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月８日午後１時15分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２８年（フ）第３６号
長崎県佐世保市吉井町直谷1251番地７、前住所岡山県高梁市落合町近似500番地12　コーポローズB101
債務者　末吉多久馬
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第３７号
長崎県佐世保市吉井町直谷1251番地７、前住所長崎県佐世保市相浦町168番地　パールハイム103号
債務者　末吉　　久
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第３８号
長崎県佐世保市吉井町直谷1251番地７、前住所長崎県佐世保市相浦町168番地　パールハイム103号
債務者　末吉　仁美
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第５３号
長崎県東彼杵郡川棚町下組郷752番地６
債務者　浦川　太一
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第３２２２号
東京都渋谷区初台２丁目11－５－309
債務者　角谷　知則
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８４７号
神奈川県藤沢市辻堂西海岸２丁目３番11－508号
債務者　須藤　珠実
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８５号
静岡市清水区渋川２丁目１番51号　第一クヌギバシコーポ203号、旧住所静岡市清水区渋川２丁目１番51号　第一クヌギバシコーポ205号
債務者　岡本　　順（旧姓嶋崎）
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９８号
静岡県浜松市西区大平台４丁目26番46号　ウエストフラットＢ－２
債務者　トレス　フエルナンドこと　トレス　ケサダ　フェルナンド　アウグスト
1　決定年月日時　平成28年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３７３号
東京都国分寺市本多２丁目14番11号メゾンイタクラ203
債務者　中野　雄太
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４６８号
岡山市中区円山134番地11ナトゥーラ円山303
債務者　隅田　桜子（旧姓伊柳）
1　決定年月日時　平成28年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３９号
岡山市北区御津金川365番地レオパレスガルボ204号室
債務者　大田　　学
1　決定年月日時　平成28年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４７号
岡山市東区西大寺東１丁目５番11号
債務者　近重　健次
1　決定年月日時　平成28年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８４号
北海道旭川市６条通16丁目75番地の27　アランフェスＡ202
債務者　大原まさこ
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３１７号
東京都府中市八幡町１丁目14番地の42高橋コーポ201
債務者　鎌倉　史江
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部